

○幼稚園型認定こども園等の運営の指針

平成十八年十月一日

大分県告示第九百十二—二号

〔認定こども園の運営の指針〕を次のように定める。

幼稚園型認定こども園等の運営の指針

(平二七告示二三三・改称)

第一 趣旨

この指針は、大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成十八年大分県条例第四十九号。以下「条例」という。）別表に規定する教育及び保育の内容その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二七告示二三三・一部改正)

第二 教育及び保育の内容

幼稚園型認定こども園等における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の幼稚園型認定こども園等に固有の事情に配慮したものでなければならない。

条例別表の第四に規定する教育及び保育の内容は、次に掲げるとおりとする。

一 教育及び保育の基本及び目標

幼稚園型認定こども園等における教育及び保育は、零歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人ひとりの子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、幼稚園型認定こども園等は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- 1 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
- 2 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- 3 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

- 4 自然等の身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- 5 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- 6 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

幼稚園型認定こども園等は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

二 幼稚園型認定こども園等に固有の事情として配慮すべき事項

幼稚園型認定こども園等において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該幼稚園型認定こども園等の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮するなど、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 2 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人ひとりの子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- 3 共通利用時間（教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児に共通の四時間程度の利用時間をいう。以下同じ。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- 4 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

三 教育及び保育の計画並びに指導計画

幼稚園型認定こども園等における教育及び保育については、二に掲げる幼稚園型認定こども園等に固有の事情として配慮すべき事項を踏まえつつ、幼稚園型認定こども園等として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、幼稚園型認定こども園等においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

い。

- 1 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- 2 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- 3 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、幼稚園型認定こども園等それぞれの工夫で、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。
- 4 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

四 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

幼稚園型認定こども園等における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 零歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- 2 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、幼稚園型認定こども園等における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- 3 共通利用時間については、子ども一人ひとりの行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- 4 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていること

を念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

五 日々の教育及び保育の指導における留意点

幼稚園型認定こども園等における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- 2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人ひとりの子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図るなど十分留意すること。
- 3 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにするなどの配慮を行うこと。
- 4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。
- 5 子どもに対する食事の提供に当たっては、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制が整備されるとともに、当該幼稚園型認定こども園等又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられるなど、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 6 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人ひとりの状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- 7 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- 8 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人ひとりの状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな

発達を図られるよう留意すること。

- 9 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
- 10 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と幼稚園型認定こども園等とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めるなど、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

六 小学校教育との連携

幼稚園型認定こども園等は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、幼稚園型認定こども園等の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携するなど、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

七 地域の特性を生かした食育の推進

幼稚園型認定こども園等は、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培うため、次に掲げる事項に留意して、地域の特性を生かした食育の推進に努めなければならない。

- 1 「大分県食育推進計画」を踏まえ、教育及び保育の計画に連動した「食育の計画」を策定するとともに、全ての職員がそれぞれの専門性を生かしながら、食育を推進す

る体制を整えること。

2 地域の食材を生かした給食を実施するとともに、地域の伝統的な食文化の継承や食物の生産等にかかわる人々との交流を通して、子どもたちが食を大切に思い、感謝の気持ちを持って食事ができるように指導の工夫を行うこと。

3 給食だより等により食に関する情報を積極的に提供し、子どもの食に関する相談に応じるなど、保護者との連携を図りながら、食に関する指導を充実すること。

(平二〇告示一八七・平二七告示二三三・令七告示一四三・一部改正)

第三 保育者の資質の向上等

幼稚園型認定こども園等は、次に掲げる事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の、子育て支援に必要な能力を含めた、その専門性と資質の向上等を図らなければならない。

一 自己研さんの重要性

子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

二 指導計画等の充実

教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

三 職員間の相互理解

幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

四 幅広い研修機会の確保

幼稚園型認定こども園等においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、幼稚園型認定こども園等の長も含め、職員に対する当該幼稚園型認定こども園等の内外の研修の幅を広げること。

その際、幼稚園型認定こども園等の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該幼稚園型認定こども園等の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

五 幼稚園型認定こども園等の長に求められる能力の多様性

幼稚園型認定こども園等の長には、幼稚園型認定こども園等を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められる。

れるため、こうした能力を向上させること。

(平二七告示二三三・一部改正)

第四 子育て支援

幼稚園型認定こども園等における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

一 地域の子育て世帯に対する支援

核家族化の進行や地域の子育てを自ら実践する力の低下を背景に、子育てについて不安や負担を感じている保護者への支援をより充実させるため、幼稚園型認定こども園等においては、地域の全ての子育て世帯を対象に、広く子育て支援を行うこと。

二 保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上

単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、幼稚園型認定こども園等から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。

三 保護者が利用しやすい体制の確保

子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設するなど保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

四 地域との連携

地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携するなど様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

(平二七告示二三三・一部改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年告示第一八七号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成二七年告示第二三三号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年告示第一四三号)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。